

鳥取県告示第609号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成22年10月12日

鳥取県日野総合事務所長 藤 井 路 久

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
日野郡江府町大字御机字鏡ヶ成709の2、709の9
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採を禁止する。
 - イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県日野総合事務所農林局林業振興課及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。)